

学資の貸与条件及び償還方法に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人那覇市育英会定款第29条第2項の規定に基づき、学資の貸与を受ける者の条件、償還の方法その他学資の貸与に関する必要な事項を定めるものとする。

(貸与生の条件)

第2条 学資の貸与を受ける者（以下「貸与生」という。）の条件は、引き続き1年以上沖縄県に住所を有する者の子弟で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（4年及び5年 在学に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）に在学し、学業、人物共に優秀であり、学資の支弁が困難と認められるものであることとする。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金又は財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の大学貸与奨学金を受ける者は、貸与生の条件を有しない。

(貸与生の選考)

第3条 貸与生の選考は、毎年度の予算の範囲内において、理事会の決議で行う。

2 前項の選考において、順位が同一であって優先劣後を定めなければならない場合は、選考の時点以後の修業年限の短い者を優先する。

(貸与生の募集方法)

第4条 貸与生の募集は、沖縄県内の高等学校、大学、高等専門学校、専修学校その他関係機関への資料配布、那覇市の広報紙及びホームページへの登載、ラジオ等電波媒体への出演等をもって行う。

(貸与の申込み)

第5条 学資の貸与を受けようとする者は、毎年4月末日までに次の書類を提出して申し込まなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、年度途中においても申し込むことができる。

- (1) 学資貸与申込書（第1号様式）
- (2) 所得証明書
- (3) 世帯員全員の住民票の写し
- (4) 在学証明書（在学校の発行するもの）
- (5) 調査書（出身高等学校の長が発行するもの）又は学業成績証明書（在学校の長が発行するもの）
- (6) その他理事長が指定する書類

(貸与金の額)

第6条 貸与する学資（以下「貸与金」という。）の額は、沖縄県内の実家から通学する場合（以下「自宅通学」という。）は月額3万円から5万円の間で1万円単位で額を選択し、実家からの通学が困難な場合（以下「自宅外通学」という。）は月額5万円から7万円の間で1万円単位で額を選択する。

2 前項の場合において、沖縄県外の学校の通信教育課程に在学する場合は、自宅通学とみなす。

(貸与の期間)

第7条 貸与金の貸与期間は、貸与生に決定した年度の4月から、その貸与生の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。ただし、1年度毎に貸与を更新するものとする。

(貸与の更新)

第8条 貸与生は、貸与の更新を受けようとするときは、毎年度4月末日までに、在学証明書及び保護者の世帯員全員の住民票の写しを提出しなければならない。

(借用証書及び誓約書の提出)

第9条 貸与決定通知を受けたときは、貸与生は、連帯保証人2人とともに連署し、貸与生が未成年の場合は親権者又は後見人の同意のある借用証書（第2号様式）及びその連帯保証人2人とともに連署した誓約書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、1人は保護者、1人は沖縄県に在住し、かつ、独立の生計を営む者でなければならない。

(貸与生に関する異動又は連帯保証人の変更)

第10条 貸与生又は連帯保証人は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに異動届（第4号様式）を提出して、届け出なければならない。

(1) 休学、転科、転学又は退学したとき。

(2) 停学又は退学の処分を受けたとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 貸与を辞退したいとき。

(5) 貸与生又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 貸与生又は連帯保証人は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（第5号様式）を提出して、理事長の承認を得なければならない。

(貸与の停止等)

第11条 貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を停止し、理事長の指定する方法により、貸与金を返還させるものとする。

(1) 沖縄県民の子弟でなくなったとき。

- (2) 留年した（留学等特別な事情がある場合を除く。）とき。
 - (3) 退学したとき。
 - (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 貸与を辞退したとき。
 - (7) その他貸与生としてふさわしくない理由があると認められるとき。
- 2 貸与生が休学したときは貸与を停止するものとし、再度の貸与申込みがあったときは、理事会の決議によりこれを認めることができるものとする。
- (貸与金の償還)
- 第12条 貸与期間が終了したときは、次の方法により貸与金を償還させるものとする。この場合において、貸与金には利息を付さないものとする。
- (1) 償還の義務を負う者（以下「償還者」という。）は、貸与が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、別表（貸与金償還表）により貸与金を償還しなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、理事長の指定する方法により償還するものとする。
 - (2) 償還は、年賦又は月賦とする。
 - (3) 償還者が、その年度に償還すべき金額を、年度末まで滞納しているときは督促状を送付する。
 - (4) 前号の督促に償還者が応じないとき又は償還者と連絡がとれないときは、連帯保証人に督促状を送付する。
 - (5) 前号の督促に連帯保証人が応じないときは、民事上の債権回収手続を行うものとする。
- (償還の免除)
- 第13条 償還者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還者又は償還義務を承継する者は、償還免除申請書（第6号様式）を提出して、償還の免除を申請することができる。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身障害者となり、償還が著しく困難になったとき。
 - (3) その他やむを得ない事情があるとき。
- 2 前項の申請があったときは、理事会の決議により、償還の全部又は一部を免除することができる。
- (償還の猶予)
- 第14条 償還者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還者は、償還猶予申請書（第7号様式）を提出して、償還の猶予を申請することができる。
- (1) 病気のため退学したとき。
 - (2) 大学若しくは高等専門学校又は専修学校に在学しているとき。
 - (3) その他やむを得ない理由により、一時的に償還が困難になったとき

2 前項の申請があったときは、理事長において、償還を猶予することができる。

3 理事長は、前項の規定により償還を猶予したときは、その旨を理事会に報告するものとする。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、学資の貸与条件及び償還方法に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 22 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。